

規制の事前評価書

1 規制の名称

射撃技能に関する講習の受講義務の新設

2 担当部局

警察庁生活安全局生活環境課

3 評価実施時期

平成20年9月

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

猟銃使用による事故（自殺を除く。以下単に「事故」という。）は、平成17年に28件、平成18年に23件、平成19年に32件が発生するなど毎年一定数以上発生し、さらにそのうち猟銃の基本的な操作や射撃の技能が低下しているために発生したと考えられる事故が全体の約9割を占めている。そこで、猟銃の所持許可の更新を受けようとする者に対し、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習^{*}を受けることを義務付けることにより、猟銃の基本的な操作や射撃の技能の低下に伴う事故の防止を図る必要がある。

(2) 規制の内容

猟銃の所持許可の更新を受けようとする者は、都道府県公安委員会が行う射撃技能に関する講習を受け、その課程を修了しなければならないこととする。

5 法令の名称・関連条項とその内容

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5

6 想定される代替案

猟銃の所持許可の更新を受けようとする者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第1項の射撃教習の課程を修了しなければならないこととする。

7 規制の費用

遵守費用

* 具体的な講習の開催方法、内容等は政令で定めることとするが、本人が所持する猟銃を用いて、猟銃の点検や射撃の姿勢及び動作等という猟銃の操作科目並びに標的に対する射撃という猟銃の射撃科目を行わせ、射撃科目において一定の基準を満たし、講習に係る事項を修得したと認められる者に対して技能講習修了証明書を交付することを想定している。

改正案については、猟銃の所持許可を更新するに当たって、射撃技能に関する講習を受講する費用が発生する。代替案については、猟銃の所持許可を更新するに当たって、射撃教習の課程を修了するための費用が発生する。

行政費用

改正案については、講習の実施に費用が発生する。代替案については、射撃教習の実施に費用が発生する。

その他の社会的費用

改正案及び代替案について、上記の費用以外に増加する費用は想定されない。

8 規制の便益

改正案については、猟銃の基本的な操作や射撃技能の向上による事故が防止されることにより、人の生命及び身体被害が防止される。

代替案についても、猟銃の基本的な操作や射撃技能の向上による事故が防止されることにより、人の生命及び身体被害が防止される。

9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

便益の点では、両者において同様であると考えられる。費用の点では、改正案では猟銃の許可更新時に射撃技能に関する講習を受講する費用が発生するが、講習は射撃教習を簡略化したものを想定していることから、改正案による費用は代替案よりも小さいと考えられるため、改正案が代替案よりも優れていると評価できる。

10 有識者の見解その他の関連事項

平成20年5月から、銃砲規制等の在り方に関して有識者・専門家から意見を聴取することを目的として「銃砲規制のあり方に関する懇談会」（座長：藤原静雄 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）が設置され、幅広く検討が行われ、同年7月に「銃砲規制等の在り方に関する意見書」を取りまとめた。

今般の法改正案については、当該意見書の内容を反映させたものとなっている。

11 レビューを行う時期又は条件

当該規制は、社会秩序の基本に係る最小限度の規制であり、見直し規定を置かないものの、社会情勢に応じて必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとする。